

2013.3.21

統合教育 サービスの確立

北海道文教大学

准教授 鈴木 重 男

目 次

- ① 日本の特別支援教育の実況
- ② 統合教育の原則
- ③ 韓国の統合教育
- ④ 日本の統合教育実践例
- ④ 統合教育の充実

① 日本の特別支援教育の実況

北海道の特別支援教育の実況

大韓民国

面積 99,434 km²

人口 4,700万人

特別支援学校	63校	5,221名
特別支援学級	3,291学級	9,301名
通級指導教室	309教室	3,590名

北海道

面積 : 83,550km²

人口 : 560万人



HIGUMA

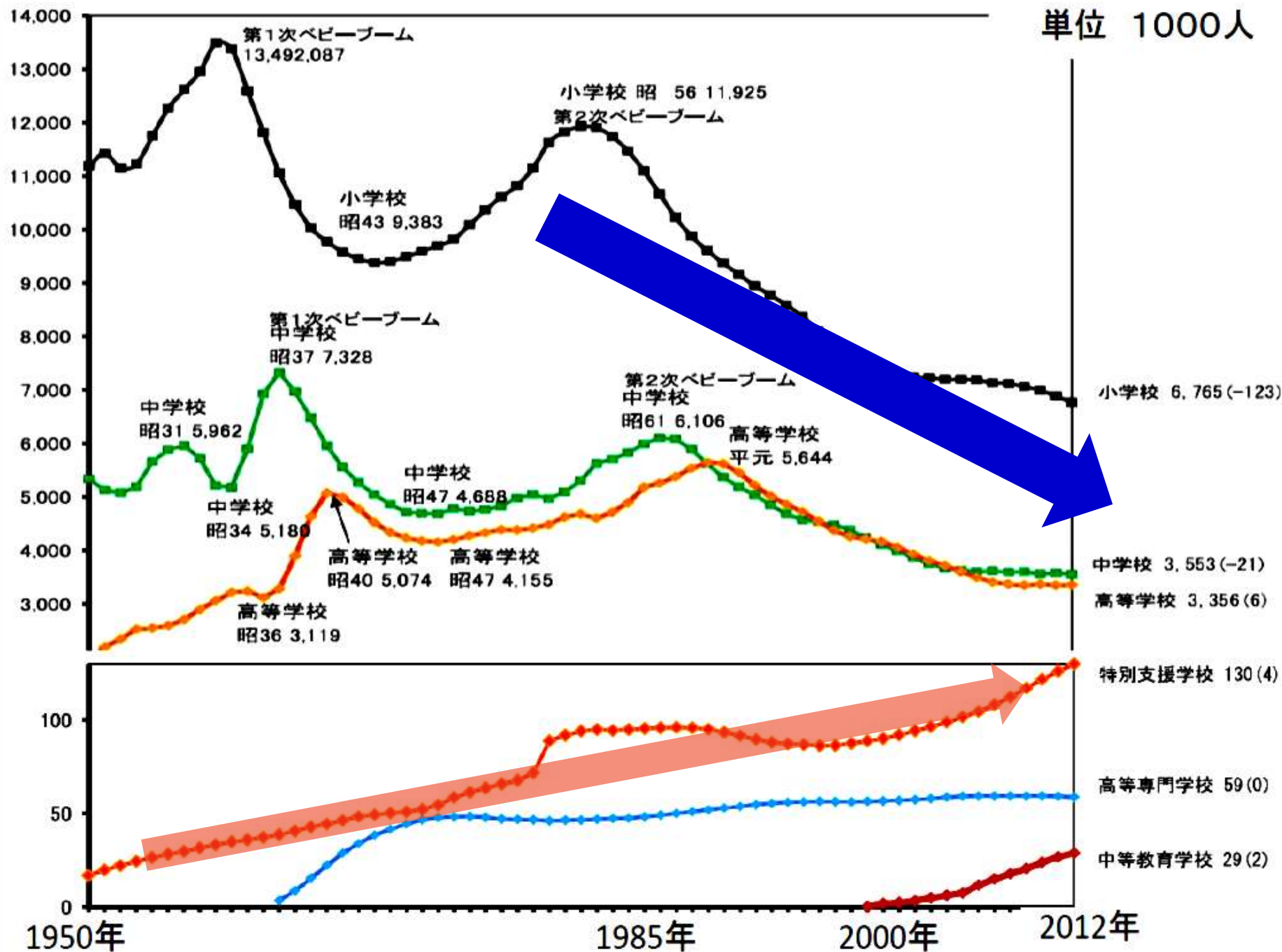


Shiretoko

写真：後藤昌英

各学校段階ごとの在籍者数の推移 文部科学省2012.12発表

単位 1000人



特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

義務教育段階の全児童生徒数 1055万人

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

0.62%
(約6万5千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害
(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万7千人)

1.47%
(約15万5千人)

※1

通常の学級

通級による指導

視覚障害 自閉症
聴覚障害 情緒障害
肢体不自由 学習障害(LD)
病弱・身体虚弱 注意欠陥多動性障害(ADHD)
言語障害

0.62%
(約6万5千人)

※2
発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒
6.5%程度の在籍率 ※3

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約3千人)

2.71%
(約28万5千人)

2.7%+6.5%=9.2%

※1 平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。
また、東京都においては調査への回答が得られなかった自治体がある。

※2 LD (Learning Disabilities)：学習障害、ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder)：注意欠陥多動性障害

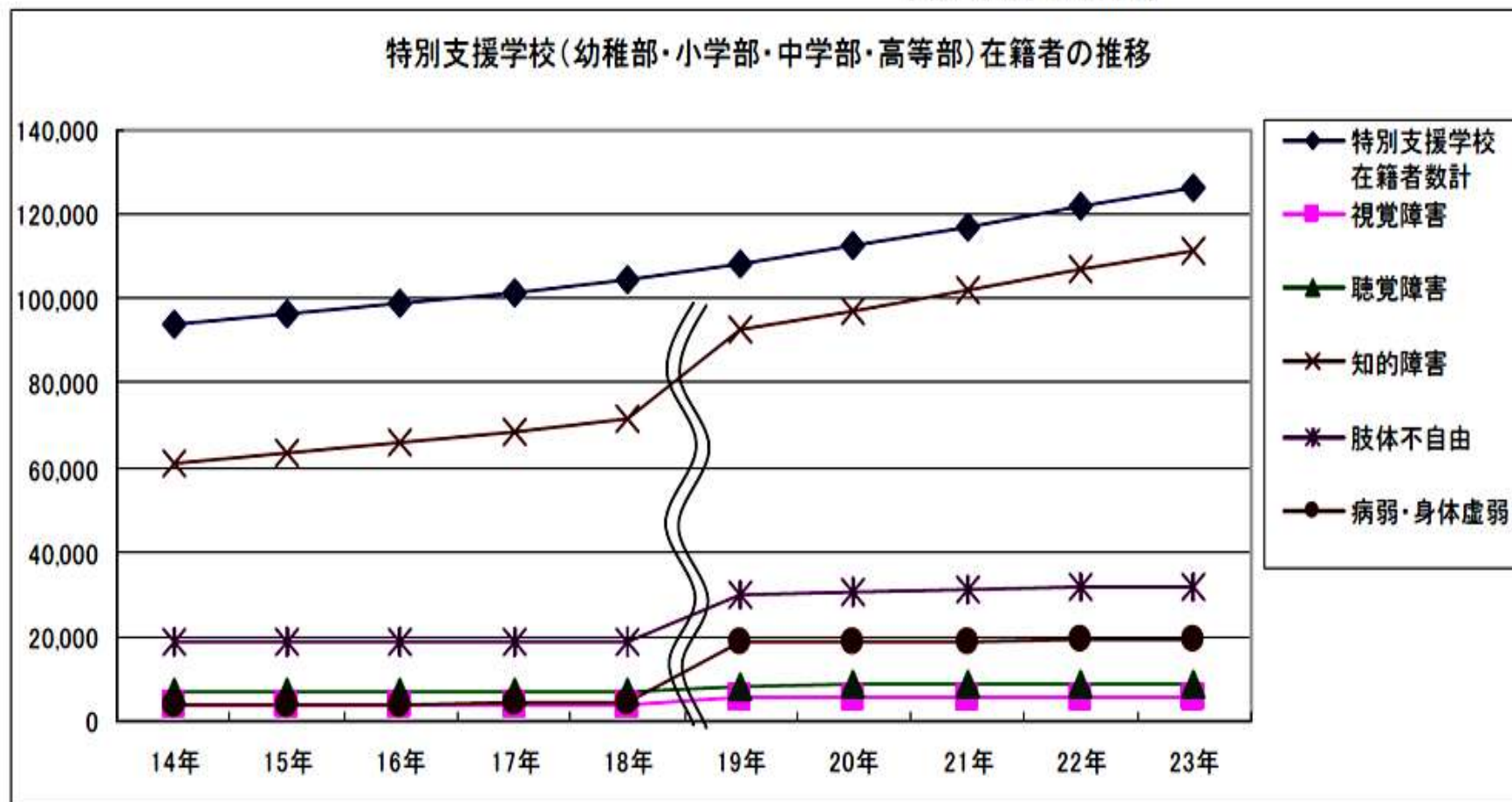
※3 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(※3を除く数値は平成23年5月1日現在)

特別支援学校の現状（平成23年5月1日現在）

図 1

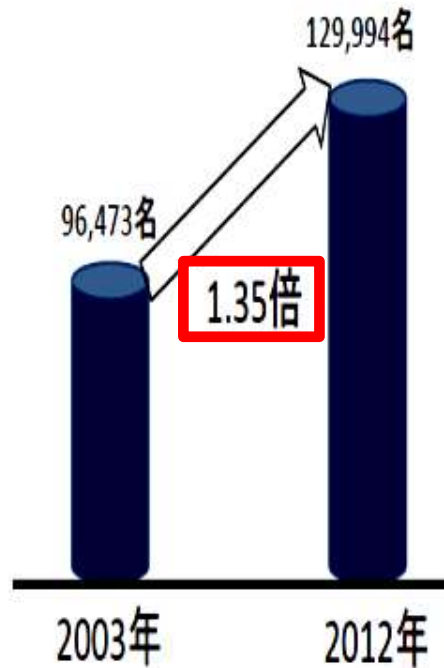
※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。



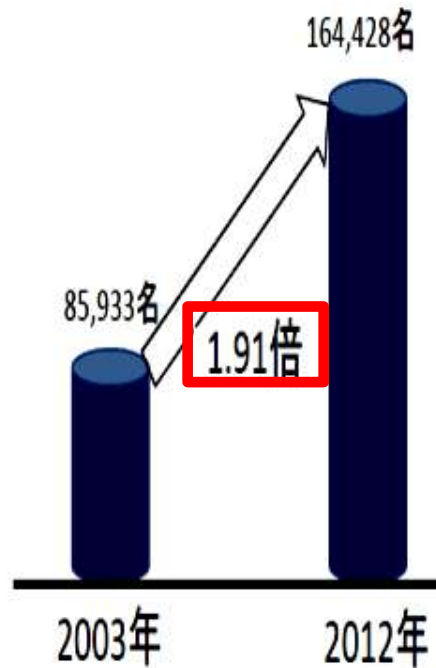
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	86	118	673	314	138	1,049
在籍者数	5,882	8,660	111,468	31,612	19,589	126,123

北海道の特別支援教育の実況

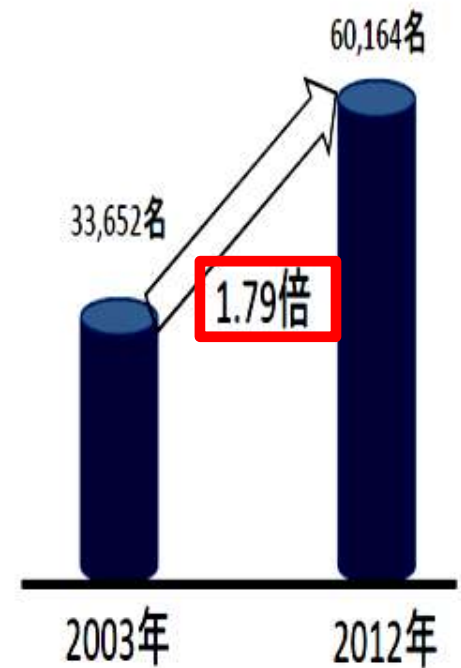
特別支援学校の児童生徒数の比較



特別支援学級の児童生徒数の比較



「通級による指導」の児童生徒数の比較



② 統合教育の原則

障害者の権利条約

- ①2006年12月に採択された「国連障害者の権利条約」は、2006年12月に採択
- ②障害のある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進することを 目的とする国際的原則
- ③2008年4月3日、批准国20カ国に達し、30日後の5月3日、障害者の権利条約は発効

第24条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度 (*inclusive education system*) 及び生涯学習を確保する。

障害者の権利に関する条約における「合理的配慮」

(1) 障害者の権利に関する条約「第24条 教育」においては、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、「個人に必要とされる**合理的配慮**が提供されること。」を位置付けている。

(2) 同条約「第2条 定義」においては、「**合理的配慮**」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

韓国「障害者差別禁止及び権利救済などに関する法律」
(2011.6. 7制定、2011. 12. 8施行)

「合理的配慮」の提供として考えられる事項 日本では、教育については次のように考えられている。

- (1)「合理的配慮」として以下のことが考えられる。
 - (ア)教員、支援員等の確保
 - (イ)施設・設備の整備
 - (ウ)個別の教育支援計画や個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮
- (2)「合理的配慮」は、特別支援学校等で行われている各障害等に
応じた施設設備・教育内容方法への配慮を参考とする。
- (3)「合理的配慮」について条約にいう、「均衡を失した又は過度の
負担を課さないもの」についての考慮事項としては、例えば、児
童生徒一人一人の障害の状態及び教育的ニーズ、学校の状況、
地域の状況、体制面、財政面等からみて、障害のないものへの
教育と比較して、極端に逸脱しない内容等を考えている。

学年	教科書 番号	書 名	分冊数・頁数／ 文字ポイント／判型	字体	定価
1	数学 722	大日本図書 中学校拡大教材 数学の世界 1年	4冊／1,420頁／18P／A5 (通常／リング製本版)	丸ゴシック	¥261,979
			4冊／1,420頁／22P／B5 (通常／リング製本版)		
			4冊／1,420頁／26P／A4 (通常／リング製本版)		
2	数学 822	大日本図書 中学校拡大教材 数学の世界 2年	4冊／1,172頁／18P／A5 (通常／リング製本版)	丸ゴシック	¥200,937
			4冊／1,172頁／22P／B5 (通常／リング製本版)		
			4冊／1,172頁／26P／A4 (通常／リング製本版)		

2012年度 教科書発行者の価格 中学校数学

③ 韓国の統合教育

韓国(2008年度施行)「障害者等に対する特殊教育法」
第2条(定義) 6.“統合教育”とは、特殊教育対象者が一般学校において、障害種別・障害程度により、差別を受けることなく同世代の者とともに、**個々人の教育的要求に適合した教育を受けることをいう。**

障害のない子どもには思いやりの心
障害のある子どもには自尊の心

論理的教科
数学・理科等

労働体験
奉仕的労働

体験的教科等
体育・音楽等

重い

障害の程度・状況

軽い

韓国「障害者等に関する特殊教育法」

第3章特殊教育対象者選定および学校配置など 第17条(特殊教育対象者の配置および教育)

①教育長または教育委員長は第15条により特殊教育対象者選ばれた者を該当特殊教育運用委員会の審査を経て、次の各項のどれか一つに配置して、教育しなければならない。

1. 一般学校の一般学級
2. 一般学校の特殊学級
3. 特殊学校

統合教育

②教育長または教育委員長は第1項により特殊教育対象者を配置する時には特殊教育対象者の障害程度、能力、保護者の意見などを総合的に判断して、居住地で最も近い所に配置しなければならない。

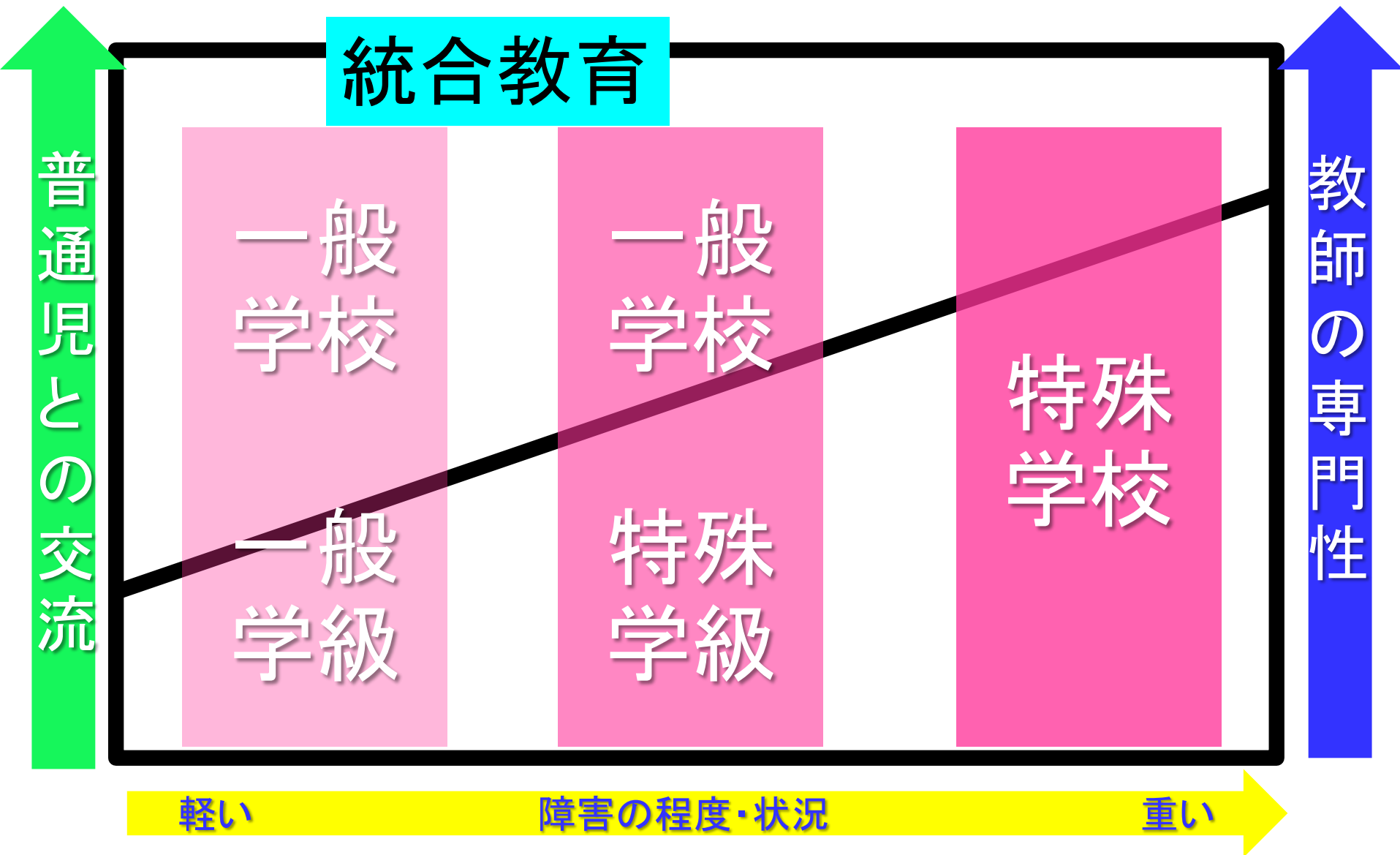
韓国「障害者等に関する特殊教育法」

第4章 幼児及び初等・中等教育 第21条(統合教育)

第21条(統合教育)

- ①各級学校の長は教育に関する各種施策の施行において、統合教育の理念を実現するために努力しなければならない。
- ②第17条により特殊教育対象者の配置を受けた一般学校の長は、教育課程の調整、保護人員の支援、学習補助機器の支援、教育研修等を含む統合教育計画を立案し、施行しなければならない。
- ③一般学校の長は、第2項により統合教育を実施する場合には、第27条の基準により、特殊学級を設置・運営し、大統領令で定める施設・設備及び教材・教具を備えなければならない。

保護者の皆様方が選択する配置の場と専門性のモデル



統合教育

実のある統合教育 責任を持った統合教育 卒業後

地域の中で円滑に生活する力

- ・社会生活に必要な対人関係力
- ・家庭生活に必要な身辺処理力
- ・職業生活に必要な基礎的能力

④ 日本の今後の統合教育と ある実践例

日本のインクルーシブ教育システム の基本的な考え

個々の子どもの障害の状態や教育的ニーズ、学校や地域の実情等を十分に考慮することなく、すべての子どもに対して同じ場での教育を行おうとすることは、同じ場で学ぶという意味では平等であるが、実際に学習活動に参加できなければ、子どもには、健全な発達や適切な教育のための機会を平等に与えることにはならず、そのことが、将来、その子供が社会参加することを難しくする可能性がある。

今後のインクルーシブ教育システム

自宅・病院における訪問学級

特別支援学校

特別支援学級

通級による指導

専門的スタッフを配置して通常学級

専門家の助言を受けながら通常学級

ほとんどの問題を通常学級で対応

必要のある時のみ

可能に限り次第

日本の インクルーシブ教育システムは 世界のインクルーシブ教育と 異なる教育システム

インクルーシブ教育は、障害がある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ、すべての子どもの教育の場を同じくする教育制度

インクルーシブ教育システムの漸進的構築

インクルーシブ教育システムの構築

○短期的

「障害者の権利に関する条約」批准まで

- ・就学相談及び就学先決定の在り方に係る制度改革の実施
- ・教職員の研修等の充実
- ・当面必要な環境整備の実施
- ・「合理的配慮」の充実のための取組

○中長期的

「同条約批准後の10年間程度」

- ・短期の施策の進捗状況を踏まえ
- ・追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討
- ・最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築

教育

「体育は苦手だけど、英語と数学はおもしろくて」——全盲生徒としては、初めて普通高校への入学を果たした、札幌市西区琴似八軒の私立北星学園男子高校（松田平太郎校長）一年、岩間勝美君（一五）札幌盲学校出身が、元氣よく高校生活を送っている。当初、予想された様々な問題は、関係者の温かい協力で、ほとんどが解決された。岩間君の普通高校への順応ぶりは、盲人というだけで、普通教育への門を閉ざしてきた、今の教育制度に大きな疑問を投げかけている。

訳しにくい漢字が多いからだ。だが、岩間君の普通高校での生活が、このように円滑に進むには関係者の隠された努力があった。まず、札幌盲学校の担任だった鈴木重男先生が、北星学園男子高校の近くのアパートに、岩間君と移り住んで、岩間君といっしょに入学した弱視の生徒と三人で共同生活を始めた。鈴木先生は、二人の朝食と昼の弁当をつくってから江別の学校へ出勤、夜は夕食をつくる毎日を送っている。

また、岩間君の教科書、試験問題の点字化、点字板の使いやすい学習機の整備などが、点字翻訳のできる神田先生、外部の各奉仕団体の手によって続けられた。神田先生は「みんなの協力がなかったら、彼のスタートはつまずいたかもしれない」という。

岩間君のこれまでの生活を見守ってきた鈴木先生は「まだまだ、これからだ。授業内容が高度になるにつれ、いろいろ支障がでてくるかもしれない。でも、全盲は普通高校へいけない、という教育制



朝食



弁当



夜間:教材点訳



入学後1年間は、学校のすぐ側にアパートを借りて、盲学校のS先生と自炊生活をしながら通学していました。正直、どうしてこんな生活をしなければならないのか、幸いと感じたことも何度かありました。でも、この1年間の生活が、じつはその後の私の自立に大きくプラスになっていたことは間違いありません。社会に出た今も同じです。これは、おそらくS先生の、私に対する先を見据えた試みであったと理解しています。

残りの2年間は下宿をしながら、汽車通をしました。盲学校時代から含めて、交通機関を利用しての通学は初めてのけいけんです。汽車の乗り降りなど、危険な面はありましたが、こちら歩行面での自立に大いにプラスとなりました。汽車通の最大のメリットは、クラス内外の多くの友達との交友関係が広まったことではないでしょうか。ときには、通学途中で悪い遊びをしたり、今では懐かしい思い出の一つとなっています。

私は、入学直後から卒業後の進路について考えなければなりませんでした。三療以外の仕事に就くには、大学を卒業しなければならなかったからです。私は、受験による進学を目指すより、推薦による進学を選択するのが現実的と考え、定期試験の成績が一定レベルになるよう3年間努力し、高校ではトップの成績を維持して、北星学園大学に推薦で入学して、卒業後、日本赤十字社に就職することが出来ました。

1984.12.9 北海道新聞

S59.12/9

'84スポーツ

今年もまた、いろいろなスポーツの指導者に会った。どちらかと言えば、その道では有名な人が多い。しかし、たとえ無名の指導者であっても、心ひかれる人たちは数多くいる。札幌市中央区伏見の道南高等学校でレスリングを教えている鈴木重男先生(57)も、そんな一人である。

熱血先生

鈴木 重男

レスリングは、人だった。札幌南高、札幌大と、サッカーをやっていたので、最初のうちは学校の生徒たちにサッカーを教えていた。が「あくまでも勝つスポーツを目指す」という信念からみれば、ボールの行方を目で追わなければならないサッカーには無理があった。あれこれと考えた末、目の不自由なハンディを乗り越えやすいスポーツとしてレスリングを思いついた。

五十七年十月、学校にレスリング部を作った。とはいっても、最初のうちはルールも教え方もわからなかった。毎日、北海高のレスリングに通って台同練習をさせてもらった。「あのこと私の五人の乗用車に生徒を詰め込んで、毎日北海高へ通いました。北海高の早坂先生が快く応

国体道予選

24日

レスリング

レスリングの少年、成年の部で準決勝、決勝を行った。少年の部では岩屋高が圧倒的な強さを発揮、8階級のうち6階級を制した。

【少年の部】決勝

▽48kg級

木下 フォー

(土別) 旭北

▽52kg級

西田 フォー

(土別) 吉野

▽56kg級

倉谷 判定

(岩屋) 旭東

▽60kg級

石崎 フォー

(岩屋) 西

▽65kg級

西尾 判定

(岩屋) 竹田

▽70kg級

浦田 判定

(岩屋) 草

▽75kg級

浦田 判定

(岩屋) 草

▽80kg級

岸本 フォー

(東京海上) 札幌大

▽90kg級

上田 フォー

(高橋) 札幌大

▽100kg級

井出 判定

(道南) 旭東

▽100kg級

谷 フォー

(ボウイト) 小日向

▽100kg級

谷 フォー

(ボウイト) 小日向

▽100kg級

▽75kg級
堀川 フォー
(北高) 岩内
▽75kg級
小川 判定
(岩屋) 旭東

▽48kg級
山本 出場
(岩屋) 旭東

▽52kg級
山田 フォー
(旭市) 旭東

▽57kg級
白鳥 フォー
(旭市) 旭東

▽62kg級
田中 フォー
(道南) 旭東

▽68kg級
高橋 フォー
(岩屋) 旭東

▽74kg級
大山 フォー
(日本大) 旭東

▽82kg級
岸本 フォー
(東京海上) 札幌大

▽90kg級
上田 フォー
(高橋) 札幌大

▽100kg級
井出 判定
(道南) 旭東

▽100kg級
谷 フォー
(ボウイト) 小日向

▽100kg級
谷 フォー
(ボウイト) 小日向

▽100kg級
谷 フォー
(ボウイト) 小日向

▽100kg級
谷 フォー
(ボウイト) 小日向

▽100kg級
谷 フォー
(ボウイト) 小日向

▽100kg級
谷 フォー
(ボウイト) 小日向

▽100kg級
谷 フォー
(ボウイト) 小日向

▽100kg級
谷 フォー
(ボウイト) 小日向

▽100kg級
谷 フォー
(ボウイト) 小日向

④ 統合教育の充実

統合教育の指導原則

指導の原則：誉める

- ①直ぐに、タイミング良く誉めること。
- ②向き合い、明るい声で・手を取って誉めること。（異性にはNo）
- ③具体的な行動を誉めること。

注意の原則

- ◎具体的な行動に対して注意すること。



自尊心を高め、内発的動機付け高める

統合教育を成功させる 家庭の力 誉めて育てる : 自尊心を育てる



学校の教師
は、保護者の
心の安定化を
図る工夫を



統合教育を成功させる 保護者の心の安定化を図る工夫

誉める工夫 = 叱らない工夫

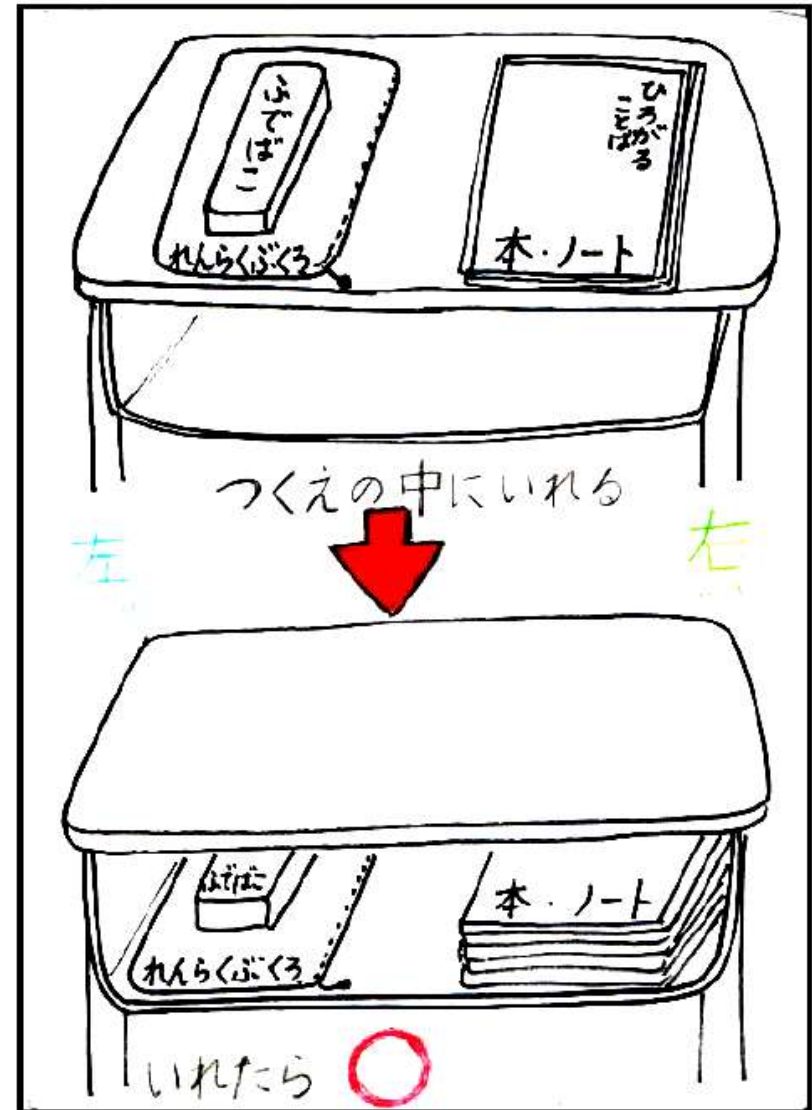
- ① 視覚化
- ② スケジュールの明確化
- ③ 場所の明確化
- ④ 手順の明確化

『脱衣場所』の注意書き

出来たら → 誉める → 自尊心が高まる



①視覚化



出来たら → 誉める → 自尊心が高まる



②スケジュール の明確化

2, 場所の構造化

「どこで何をするのか」を、見るだけで分かりやすくする。

出来たら → 誉める → 自尊心が高まる



← 玄関の足型

↓ 帰った時のランドセルの置き場所



③場所の明確化



④手順の明確化

出来たら → 誉める → 自尊心が高まる

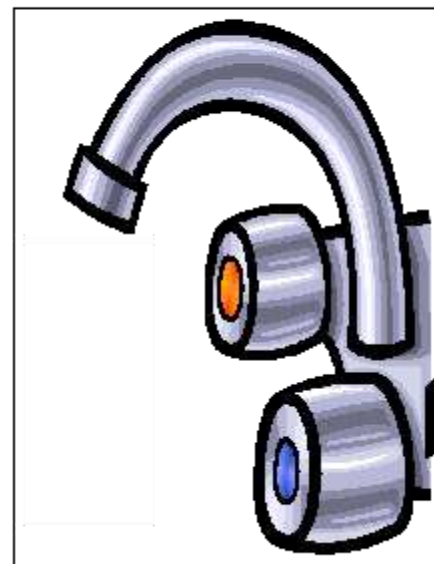
水をだす



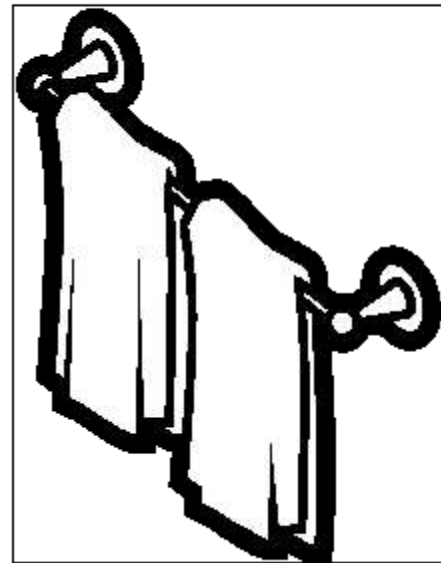
手を洗う



止める



タオルで手をふく



総合的な支援

『勉強部屋』のつくえ



出来たら → 誉める → 自尊心が高まる

終わったら『左から右』
の終了箱へ入れる



- ① 視覚化
- ② スケジュールの明確化
- ③ 場所の明確化
- ④ 手順の明確化

統合教育を成功させる 保護者の心の安定化を図る工夫

今日、できたこと。

今日、よかったこと。

具体的な出来事を保護者に伝える。

「素晴らしかったよ。」

「すごかったよ。」

「良かったよ。」

保護者と喜びを共有

それが、保護者の心が
安定化する薬である。

光州女子大学校
金 日 明 教授 様

感謝